

4-1 高額療養費貸付制度について

2011.10

高額療養費貸付制度とは、高額療養費の支払いが困難な方に、必要な資金を貸し付けることにより、生活の安定を図ることを目的とした貸付制度です。貸付資金の制度、金額等は各市町で異なるため、市町の窓口でご相談ください。国民健康保険以外に加入の方は、全国健康保険協会にも同様の制度があります。

市町	相談・申請先				
	名称	電話番号	申請書の配布場所	適用条件	手続き方法等
1 桑名市	桑名市保険年金課	0594241174	保険年金課 各地区市民センター 多度総合支所住民福祉課 長島総合支所住民福祉課	保険税を滞納していない世帯 貸付額は高額医療費の80／100を限度とする	医療費の請求書または領収書(コピー)を持参して、窓口へ申請
2 いなべ市	市民部 保険年金課	0594723829	同じ	滞納していない世帯であること。 高額支給額に相当する額の80%以内で1万円以上の額	同じ
3 木曽岬町	なし				
4 東員町	東員町役場 保険年金課 保険年金係	0594862805	同左	保険料を滞納していない 貸付額:高額療養費支給見込額の9割	窓口へ申請
5 四日市市	保険年金課	0593548159	保険年金課	四日市市に住所を有する四日市市国民健康保険被保険者であり、医療費が高額療養費に該当する場合、その家族の生活を維持することが困難となり、一部負担金の支払が緊急に必要であると認められるもの。	四日市市国民健康保険被保険者証と該当する医療費の請求書または領収書を持参の上、保険年金課へ。
6 茜野町	茜野町役場住民課保険年金係	0593911121			
7 朝日町	なし				
8 川越町	川越町役場町民保険課	0593667115	役場窓口		
9 鈴鹿市	なし				
10 亀山市	亀山市市民部保険年金室	0595845006	市役所市民部保険年金室、関支所地域サービス室	対象:高額療養費の支給を受けることが見込まれる世帯主 * 市税等を滞納している場合は貸付を受けることができません。	医療機関による医療費の額の証明(様式あり)を添付して申請する。
11 津市					
12 松阪市	松阪市 保険年金課	0598534041	松阪市役所保険年金課、各地域振興局地域住民課	対象 全員(自己負担が高額になった場合) 貸付額 高額療養費支給見込み額の9割	医療費請求書、国民健康保険証、印鑑、通帳
13 多気町	多気町役場町民福祉課	0598381113	多気町役場町民福祉課	対象:多気町に1年以上居住し、住民基本台帳に記載され、生活に困窮する者。 貸付額:高額療養費支給見込額の9割	医療機関等の医療費明細書(様式有)を添付して申請する。
14 明和町	高額療養費資金貸付	0596527116	長寿健康課保険年金係	・引き続き1年以上居住している方(住民基本台帳記載) ・高額見込額の90%以内を貸付 ・滞納がないこと	医療機関による医療費の額の証明(様式あり)を添付して申請する。

15	大台町	大台町役場健康ほけん課	0598823785	大台町役場健康ほけん課	・引き続き1年以上居住している方(住民基本台帳記載) ・高額見込額の90%以内を貸付 ・滞納がないこと	申請時に証拠書類添付
16	伊勢市	高額療養費貸付制度	0596215646	医療保険課	高額療養費に該当する金額の9割について貸付けを受けられません。国保料を滞納していないこと。	医療保険課までお問い合わせください。
17	鳥羽市	市民課保険年金係	0599251148	市役所 市民課	貸付額:高額療養費支給見込額の80%以内で3万円以上。	世帯主は高額療養費資金貸付申込書に医療機関等からの費用の内訳が記載された請求書又は領収書を添付して提出。
18	志摩市	保険課	0599440213	志摩市保険課・各支所	高額療養費相当額の9割以内を限度額とする	医療機関による医療費の額の証明を添付して申請
19	玉城町	生活福祉課	0596588203	生活福祉課	国民健康保険の高額療養費の支給対象となる被保険者の属する世帯の世帯主 高額療養費相当額に100分の90を乗じて得た額を限度として貸付する。但しその額が0万円に満たないときは貸し付けない	申請時にお問い合わせ下さい
20	度会町	度会町税務住民課	0596622412	度会町税務住民課	国民健康保険の高額療養費の支給対象となる被保険者の属する世帯の世帯主 高額療養費相当額に100分の90を乗じて得た額を限度として貸付する。但しその額が1万円に満たないときは貸し付けない	申請時にお問い合わせ下さい
21	南伊勢町	南伊勢町役場 住民課	0599661116	南伊勢町役場 住民課	国保税の未納がないこと 病院の領収書(高額療養費で相殺)高額療養費の90%	領収書と申請書を提出すると、高額療養費として貸付した分がもどるため、返納してもらう。
22	大紀町	大紀町住民課	0598862217	大紀町住民課	国民健康保険税及び町税等を滞納していないことが条件で、医療費として支払う額から自己負担分を差し引いた額が5万円以上で、その80%を限度とする	窓口に申請
23	伊賀市	伊賀市保険年金課保険年金係	0595229659	市役所担当課窓口	国保加入者(滞納が無いことが条件) 外来のみで限度額が超える方で一度も支払いしていない方	市役所担当課窓口でまず相談し、申請書をもらってから手続きをする
24	名張市	なし				
25	尾鷲市	尾鷲市社会福祉協議会	0597223246			一度お問い合わせください
26	紀北町	紀北町 住民課	0597323907		国保加入者(滞納が無いことが条件) 高額療養費相当額の9割以内を限度額とする	申請時にお問い合わせ下さい
27	熊野市	熊野市社会福祉協議会	0597895000	熊野市社会福祉協議会	対象：国民健康保険被保険者で市民税が非課税 貸付額：高額療養費支給見込み額(月額30万円を限度)	医療機関の請求書を添付して申請する。
28	御浜町	御浜町税務住民課	0597930512	御浜町税務住民課	御浜町に1年以上居住し、税を滞納していない者 ・高額療養費に該当する金額であること。 ・1万円に満たない場合は貸付できない。	高額療養費貸付申請書にレセプト又は請求書を添付し提出
29	紀宝町	生活福祉資金療養費貸付制度	0735320957	紀宝町社会福祉協議会		申請時にお問い合わせ下さい